

一般社団法人日本循環器学会九州支部 災害対策本部内規

(設置)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会九州支部に災害対策本部（以下「本部」という）を置く。

(目的)

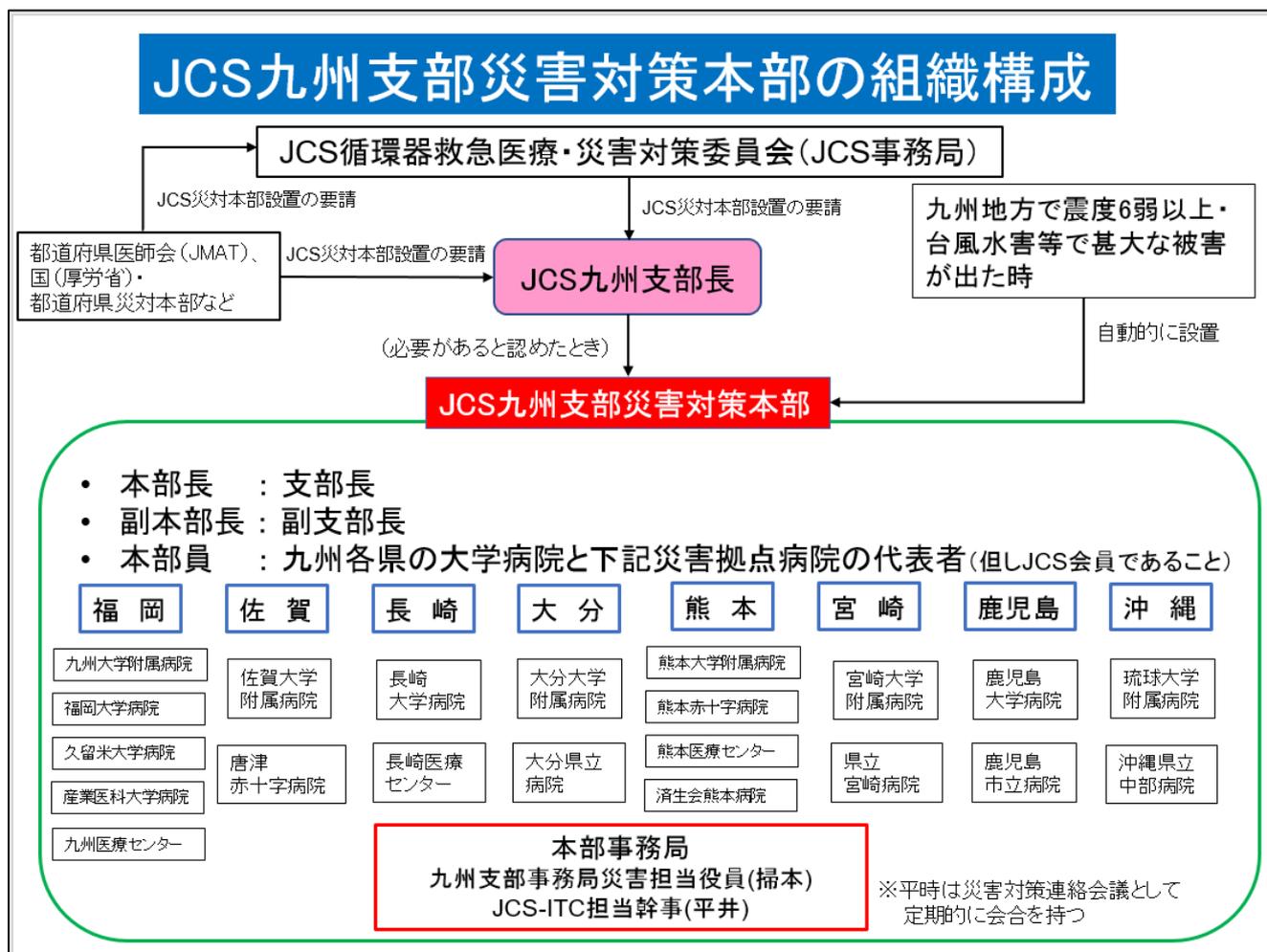
第2条 本部は、激甚災害に指定される状況が九州地区内に発生した際の対応について必要な事項を定め、災害後の予防・啓発活動を図ることを目的とする。

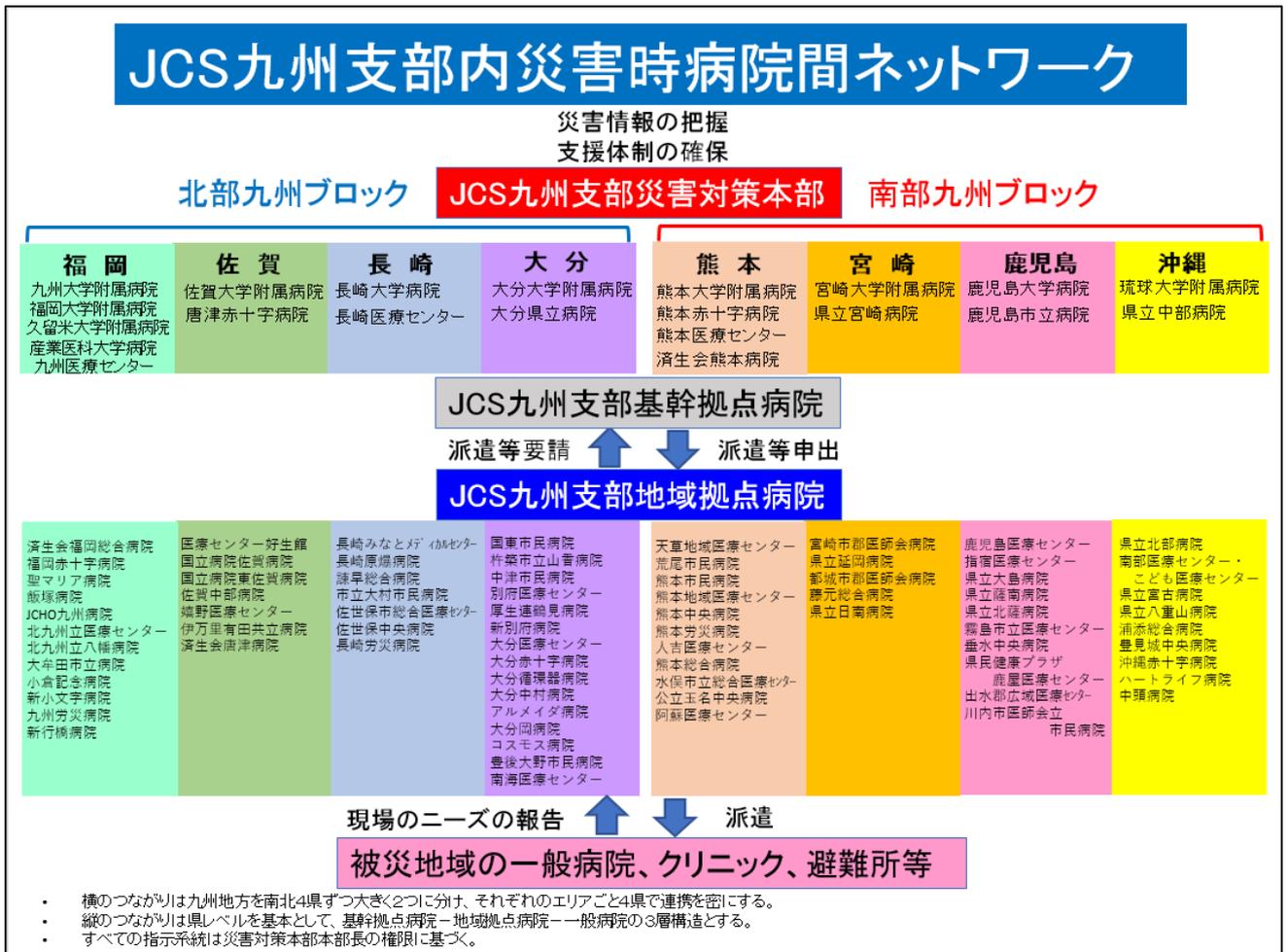
(組織)

第3条 本部は、本部長を支部長とし、副本部長を副支部長とする。また取り纏め幹事として、災害担当役員1名、JCS-ITC 担当幹事1名を任命し、本部員に九州各県の大学病院と災害拠点病院の代表者（但し JCS 会員）を以て組織する。

2. 災害時の組織構成および病院間ネットワークは、次のとおりとする

〈組織構成〉





(委員)

- 第4条 委員長は災害担当役員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。
2. 副委員長は JCS-ITC 担当幹事とし、委員長の推薦により支部長が委嘱する。
 3. 任期は評議員の任期とし、再任を妨げない。
 4. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

- 第5条 本委員会は必要に応じ委員長が招集し、議長となる。
2. 委員会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
 3. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
 4. 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

(業務)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
2. 九州地方で甚大な被害が出た場合の被害状況の情報収集および日本循環器学会本部との連携
 3. 災害対応時の情報伝達に関しては、日循本会代表理事・災害委員長・災害副委員長・ITC 担当者および九州支部全役員と事務局担当者が属するものとしてメーリンググループを作成し、

活用することとし、アドレスは「jcs-kyushu_saigai@googlegroups.com」を使用する。

4. メンバー登録・更新等、メーリンググループの運営は支部事務局が行う事とする。
5. 被害状況に応じて九州支部対策本部を立ち上げ、実態調査立案・実施と関係団体・機関への提言・交渉
6. 現場からの要請に応じて、地域拠点病院・基幹拠点病院から医師等の派遣
7. エコノミークラス症候群・急性脳・心疾患に対する被災された方への予防・啓発活動
8. その他必要な業務

(会計)

第7条 2016年に発生した熊本地震後に制定された災害対策準備金運営要領に基づき、委員長は当該熊本地震および今後発生するかもしれない九州地区での激甚災害後の対応における市民への補助・啓発行為につながるものについても必要と認めれば、支部事務局へ必要な費用を申請し支部長がこれを承認する。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2018年6月30日より施行する。

2018年6月30日制定

2019年12月7日改定

九州支部事務局